広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月１日

広島労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間833円」を「１時間850円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月１日

広島労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間875円」を「１時間893円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月１日

広島労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間805円」を「１時間821円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月１日

広島労働局長　内田　昭宏

第４号中「１時間830円」を「１時間848円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業最低賃金（平成20年佐賀労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 12 月１日

佐賀労働局長　松森　　靖

第４号中「１時間760円」を「１時間774円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十八年十一月二十一日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成二十八年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
事務所地方整備局名古屋国道	一般国道１号尾崎地区交差点改良事業に伴い作成した地図及び簿冊	愛知県安城市尾崎町郷西の一部・郷前の一部
山田町	大沢確定測量図及び地籍調査閉鎖第１地区簿冊	岩手県下閉伊郡山田町大沢第１地割の一部

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人中井憲治の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 28 年 12 月１日　　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成28年11月21日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 12 月１日

高知地方法務局長　須藤　義明

記

氏名　岡林　幸男

所属する司法書士会　高知県司法書士会

登録番号　高知第263号

事務所の所在地　高知県高知市比島町二丁目８番33号

違反行為　会則違反等

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成28年11月25日から２年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 12 月１日

福岡法務局長　多田　　衛

記

氏名　重田　髙治

所属する土地家屋調査士会　福岡県土地家屋調査士会

登録番号　福岡第1162号

事務所の所在地　福岡県北九州市若松区白山一丁目３番９号

違反行為　業務停止期間中の業務

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 12 月１日

北陸地方整備局長　中神　陽一

1　処分をした年月日　平成28年11月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北川ヒューテック株式会社　代表取締役　北川　隆明　石川県金沢市神田１丁目13番１号　国土交通大臣許可（特―24）第1139号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注１）　「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

⑵　期間

平成28年12月２日から平成29年１月30日までの60日間

4　処分の原因となった事実　北川ヒューテック株式会社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第３条に違反するものとして、平成28年９月６日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるとともに、同法違反により起訴された元社員は懲役刑、同社は罰金刑の判決を平成28年９月７日に受け、各々その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。